

県税事務所窓口業務等委託業者選定プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月
埼玉県総務部税務課

1 目的

埼玉県の県税事務所窓口業務等委託について、民間事業者からプロポーザル（企画提案）を受け、業務受託の遂行能力や費用等を総合的に審査し、最も的確な受託事業者を選定する。

2 企画提案書の提出を求める事項

（１）企画提案書の提出を求める業務の名称

埼玉県県税事務所窓口業務等

（２）業務実施場所

名 称	所在地
埼玉県さいたま県税事務所	埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5－6－5
埼玉県川口県税事務所	埼玉県川口市西青木 2－13－1
埼玉県朝霞県税事務所	埼玉県朝霞市三原 1－3－1
埼玉県川越県税事務所	埼玉県川越市新宿町 1－17－17
埼玉県春日部県税事務所	埼玉県春日部市大沼 1－76
埼玉県越谷県税事務所	埼玉県越谷市越ヶ谷 4－2－82

※川越県税事務所においては、令和 8 年度以降に同庁舎内の別室へ執務室の移転が行われる場合がある。業務実施場所の配置などについては、別途県が指定する。

（３）業務委託期間

令和 9 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで

埼玉県は、上記にかかわらず令和 9 年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、当該契約は解除するものとする。

（４）業務内容

別紙「埼玉県県税事務所窓口業務等委託仕様書」のとおり

（５）予算（案）

長期継続契約の総額 338,616,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（参考：令和 8 年度予算額のうち令和 9 年 3 月の 1 月間 14,523,000 円（消費税及び地方消費税含む））

※「企画提案書」に記載される契約金額が、この金額を超える場合は審査の対象外とする。

※予定価格は別途定める。

3 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出できる者は、次のいずれにも該当するものとする。なお、受託事業者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項に規定する「指定公金事務取扱者」となる。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する公示（令和 6 年埼玉県告示第 833 号）に基づき、令和 8 年度の埼玉県の入札に参加できる業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」

の大分類「催物等」の小分類「催物の企画・運営等関連業務」のA等級に格付けされた者であること。

- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 企画提案書の提出期限までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 埼玉県内の区域内に事業所を有すること。
- (7) 埼玉県及び主たる事務所が所在する都道府県の都道府県税にかかる徴収金に滞納がないこと。
- (8) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- (9) 令和 8 年 9 月 2 日（公告日）現在で、過去 5 年間に、埼玉県又は国、他の地方公共団体から、本件業務又は本件業務と類似の業務を複数回受注し、すべて誠実に履行した実績のある者であること。

なお、類似する業務とは、案内サービス・コールセンター・ヘルプデスクなど、住民と直接又は電話で対応し、公共サービスの提供等を行う業務をいう。

- (10) 令和 8 年 9 月 2 日（公告日）現在で、過去 3 年間に、普通地方公共団体の公金又は電気、ガス、水道、電話、テレビ視聴料その他これらに類する料金の収納及び収納した金銭を、金融機関等に払い込むまでの事務の実績を有すること。

4 説明会の実施

- (1) 開催日時 令和 8 年 9 月 3 0 日（水）1 4 時から
- (2) 開催場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3－1 3－3 衛生会館 3 階 531 会議室
- ※ 説明会への参加希望者は、参加申込書（様式第 1 号）に必要事項を記載の上、令和 8 年 9 月 2 4 日（木）1 5 時までに、14 の連絡先へ電子メールで申し込むこと。
- ※ 説明会参加者には、仕様書及び契約書（案）を説明会前日までに電子メールにて送付する。

5 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式第 1 号）
 - ② 企画提案書
 - ③ 費用見積書
 - ※ 人件費の積算については、労働基準法、最低賃金法などの労働関係法令を遵守した上で適正に行い、従事者に支給する時間当たりの賃金単価（法定福利費は含まない）を明記すること。なお、費用見積書に係る内訳書の提出を求める場合がある。
 - ④ 提案者の概要がわかるもの（会社概要等）
 - ⑤ 直近事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
 - ⑥ 現年度の事業計画書
 - ⑦ 主たる事務所の都道府県における、法人都道府県民税及び法人事業税に係る滞納がないことの証明書並びに国税（消費税）に係る滞納がないことの証明書

- ⑧ I SMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けていることを証明するもの（認定証等）の写し
- ⑨ 他の公共団体等の本業務又は本業務と類似の業務を履行した実績を証する書類の写し（契約書等の写し及び履行証明書等の写し）
- ⑩ 他の公共団体等における収納実績を証する書類の写し（契約書等の写し及び履行証明書等の写し）
- ⑪ コンプライアンス体制等の業務執行体制の整備状況がわかる資料
 - ※ （１）の各書類は、「県税事務所窓口業務等委託業者選定プロポーザルに関する書類作成要領」に従って作成すること。
 - ※ 定款、本県に提出した法人設立届等の写し、本県における法人県民税及び法人事業税に係る滞納がないことの証明書については、当県のバックオフィスにて取得する。

（２）提出方法

（１）の書類は「県税事務所窓口業務等委託プロポーザル書類作成要領」に基づき作成し、各１部を電子メール、さらに各１部を持参又は郵送により提出すること。

なお、電子メールにおいて大容量のデータの送付となる場合は、別途送付方法を指示するので、申し出ること。

件名：「埼玉県県税事務所窓口業務委託」企画提案書（法人名）

（３）提出先

埼玉県総務部税務課課税担当

場所 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 048-830-2657

Mail a2640-02@pref.saitama.lg.jp

（４）提出期限

令和８年１０月２２日（木）１６時（必着）

※ この期限までに必要書類の全てが揃っていないものや記載内容に不備があり補正することができないものは受理しないものとする。

６ 質問の受付及び回答

このプロポーザルに関して質問のある場合は、「質問票」（様式第２号）により、次の１４に記載する連絡先あて、電子メールにより提出すること。

（１）質問票の提出期間

令和８年１０月１日（木）～令和８年１０月８日（木）１７時（必着）

（２）質問の回答

質問の回答は説明会参加者に対して電子メールで行う。

７ 契約先候補者の選定方法等

（１）契約先候補者の選定は、「税務課契約企画評価委員会設置要綱（平成１６年４月１日施行）」に定める評価委員が行う。

（２）選定方法

①第１次審査（書類審査）

- ・企画提案書及びその他提出書類に基づく書類審査を実施する。
- ・第１次審査の結果は、応募者全員に令和８年１１月４日（水）１７時までに電子メールで連絡する。
- ・第１次通過者には、第２次審査（プレゼンテーション）を行う。

※ この実施要領に違反した書類又は虚偽の書類が提出された場合には、第1次審査から除外する。

②第2次審査（プレゼンテーション）：令和8年11月11日（水）

- ・プレゼンテーションは質疑を含めて40分とする。
- ・プレゼンテーションの参加者は、3名以内とする。
- ・プレゼンテーションの詳細な日時・実施場所等は、第1次通過者に第1次審査の結果とともに電子メールで連絡する。
- ・第2次審査の結果は、令和8年12月上旬までにプレゼンテーション実施者全員に電子メールで連絡する。

（3）評価基準

評価項目	評価基準	評価点
Ⅰ 基本事項	1 事業目的達成のための基本的考え方	10
	2 個人情報等の保護、守秘義務及び資料等転用の禁止 ・税務情報を取り扱う業務にどのような体制で臨むか ・日常における管理・チェック体制はどのようなものか	20
	3 業務の指令・命令等 ・業務委託の性格を正しく理解しているか	10
	4 従事者の服装等 ・県税事務所の窓口業務としてふさわしいか	5
	5 資料、金銭等の適正な保管 ・公金の収納管理として適切な体制か	20
	6 危機管理 ・業務継続計画が適切に策定されているか ・日常業務における事故防止対策はどのようなものか ・事故発生時にどのような対応をとるか ・事故発生後のフォローはどのように行うか	20
Ⅱ 業務実施	1 全体スケジュール ・業務開始時に円滑に業務に臨むことができ、実効性のあるスケジュールか	15
	2 業務準備・事前研修 ・従事予定者の確保はどのように行うのか ・従事予定者への教育体制、内容はどのようなものか	30
	3 業務立ち上げ支援体制 ・現事業者からどのように業務を引き継ぐのか ・業務開始時に円滑に業務を立ち上げられるか	20
	4 業務実施（本稼働） ・従事者の配置は適切か ・従事者が突発的に出勤困難となった場合の欠員補充ができるか ・業務運営体制をどう維持していくか ・業務水準の現状分析を受け、さらなるレベル向上をどのように行うのか ・6 事務所での業務水準の平衡はどのように行うのか	30

Ⅲ類似業務	類似業務実績 ・過去５年の履行実績の規模（事業規模、業務内容が本 業務と同等以上かどうか）	20
Ⅳ費用	費用見積額	50
合 計		250

8 契約先候補者の選定

埼玉県は、提出された企画提案書及びその他の提出書類、プレゼンテーションの内容を総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を契約先候補者（以下「候補者」という。）に決定する。

9 契約の相手方の決定方法

埼玉県は、候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴取し、見積書の内容を精査した上、随意契約により業務委託契約を締結する。

10 契約保証金

契約の相手方は、埼玉県財務規則第 81 条第 1 項の規定により契約締結の日までに契約保証金（契約金額の 1 % 以上）を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則第 81 条第 2 項に該当する場合は、これを免除する。

11 企画提案書等の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、**応募者の評価点（項目点含む）**、審査結果概要等の情報公開を行う。

また、県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

12 窓口業務委託プロポーザルの停止、中止及び取消し

緊急等やむを得ない理由等により、窓口業務委託プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、窓口業務委託プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において当該窓口業務委託プロポーザルに要した費用を埼玉県に請求することはできない。

13 その他

- （１）提出書類は返却しない。
- （２）提案のための費用は、提案者の負担とする。
- （３）提出書類に虚偽の記載がある場合は、失格とする。
- （４）この公募型プロポーザルに係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 問い合わせ先

埼玉県総務部税務課課税担当
担当者 星野、長谷川、矢嶋

T E L 048-830-2657 (直通)
F A X 048-830-4737
E-mail a2640-02@pref.saitama.lg.jp